

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

長崎大学生生活協同組合は、女性が活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を実現するため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 内容

目標

離職率を10%以下に改善する。

<目標達成のための対策>

対策①

育児休業制度をはじめ、両立支援制度の利用をすすめるために周知を実施する。

2024年4月～ 育児休業制度および相談窓口の周知を図る

2024年8月 全職員会議で周知する（毎年実施）

対策②

所定外労働削減および年次有給休暇の取得推進の為、責任者によるプロジェクトチーム活動を継続し、働き方の見直し活動を実施する。

2024年4月～ 働き方見直しプロジェクトを実施する（継続／毎月）

※当面の主なテーマは、2024年1月から導入した「時間単位の年次有給休暇」取得推進と、ノー残業デーの検討とする。

対策③

所定外労働削減の為、ノー残業デーを月に2日以上設定し、実施する。

2024年4月～ 所定外労働の現状を把握、分析する

2024年6月～ プロジェクトでの検討を開始する

2024年8月～ ノー残業デーを実施する

※責任者会議（毎月）及び社会通知により職員に周知する。

【女性の活躍に関する情報公表】 2024年3月13日

管理職に占める女性労働者の割合

常勤役員を含む正規職員における管理職（責任者；店長／副店長）に占める女性労働者の割合
50%

役員に占める女性の割合

28.6%